

格、存立期間によって異なるが、通常年間を通じて活動している。年間を通じて、まさに定期的に毎月、しかも、どういう理由か分かりませんが、でも、その月に寄附がなかった場合にはそれを埋め合わせる形で同じ月に、その穴が空いた月の分もきちんと払っていると。

常識的に見ると、この組織的かつ継続的というのには大臣に対する寄附行為については該当するように思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（江渡聡徳君） 確かに寄附はいただいておりますけれども、だからといって、この団体が私は政治団体だとは考えておりません。

○小西洋之君 今大臣がお答えになりましたように、この団体が政治団体として認定されるかどうかは結局は帰着するわけでございますけれども、それはもう実態として判断されるというのが政治資金規正法の考え方でございます。

もし、実態としてそういうところに帰着してしまつた場合には、第八条ですね、政治団体としての届出がない場合にいかなる団体も寄附行為をしてはいけない。これを仮にした場合は、政治資金規正法の二十二条、実はこれ、政治資金規正法で一番重たい罰則でございます。政治資金規正法というのは、まずはきちんと届けなさいと、届けてその結果をきちんと公表して、国民の批判と監視を受けると、そういう制度でございますので、政

治団体と届出をせずに寄附をした場合というのは一番重い罰則になります。かつ、この犯罪を犯してしまつた方と共犯関係にあった場合は二十八条で公民権停止が適用されます。

もうこれで最後とさせていただきますけれども、私は、なかなか非常に難しい局面ではないのかなと。恐らく、これだけの寄附を定期的に十年以上にわたつて月々二十五万円、年間三百万円、それを十年以上にわたつて受け続ける、それが政治団体ではないということは、しかもそれが大臣の事務所にこの事務所を置いているわけでございますから、当然大臣もそれを御存じだったわけでございますので、非常に難しいことではないかというふうに思います。

ほかの政治資金問題、大臣が規正法上の違法行為である寄附を受けていらつしやつたのではなかつたというのでもつとこの委員会でも質疑をされておりますけれども、そこも踏まえまして、是非、お考えをいただきたいというふうに私は思うところでございます。

以上で、政治資金の問題……

○国務大臣（江渡聡徳君） よろしいですか。

○小西洋之君 結構です。

○国務大臣（江渡聡徳君） いいですか。

○小西洋之君 はい。

では、以上で政治資金の問題、またこれ同僚議

員、あるいはほかの各党各会派の同僚委員も質問いただけると思いますので、私の方は本論の方に参らせていただきたいと思います。

それで、EPA条約の審議でございますけれども、やはりその大前提として、この国会の委員会でも条約を審議する大前提として、どうしても確認をしなければいけないことがございます。それは、先般の十月十六日のこの外防委員会でも私が質問させていただいたことでございますけれども、実は今の第二次安倍内閣は、憲法の六十一条で定められた国会の条約承認権、それを潜脱するような行為をしている。まさに憲法違反の行為であると同時に、議院内閣制を否定し、ひいては国民主権を否定するような空前絶後の暴挙を私はやっていると考えております。

いろんな法律の専門家と議論いたしましたけれども、申し訳ございません、岸田大臣、岸田大臣が率いられる外務省だけでございます。いろんな法律の専門家と私はこれを議論をさせていただきました。誰が考えてもおかしいと、こんなことができるんだつたら国会の条約承認権というのはもう全く意味を成さないというわけでございます。お手元のこの一番分厚い配付資料、一枚おめくりいただいて資料二を御覧いただけますでしょうか。

前回も御説明したことでございますけれども、

ここから

余り知られておりませんが、  
「日米同盟崩壊」の安倍総理の主張を  
根底から覆す重要論点です。

平成26年11月6日 外交防衛

実は、日米安保条約第三条に、日本はアメリカのために集団的自衛権を行使しなくていいということとが主権国家同士の条約の明文規定として規定されているわけでございます。我が国が憲法上集団的自衛権を、まあ私は行使できっこないと思っておりますけれども、できるできないの話じゃなくて、主権国家同士の条約において、取決めにおいて、日本はアメリカのために集団的自衛権を行使しなくていいということが元々規定されているわけでございます。

ちょっと見にくくて申し訳ございませんけれども、左のページの下が日米安保条約第三条の条文でございます。その上が、実は外務省のホームページに載ってましたこの条約の逐条解説でございます。

時間がございませんので私がその意味を御説明させていただきますけれども、アメリカの上院決議というものがございまして、その上院決議で、アメリカがある国と軍事的な同盟を結ぶ場合には、アメリカばかりが負担するのではなくて、アメリカが他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国も自らの国の防衛のために自助努力を行うと同時に、また、アメリカに対しても防衛面で協力する意思を持った国でなければならぬという上院決議がありますので、アメリカ政府は、各国と軍事的な同盟を結ぶに当たりまして、そうした趣

旨の条文を必ず入れてくれということをやっているわけですね。アメリカの、軍事的な同盟を結んでいる国の条約、私も幾つか見ましたけれども、全て同じ文言で入っております。

ところが、日米安保条約だけが全く違う特別の文言になっているわけでございます。具体的には下の小さな文字の、憲法上の規定に従うことを条件としてというのが入っているんですけれども、この意味は、上の逐条解説の下線部分ですけれども、我が国の場合には集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のもに限られると、この相互援助を、アメリカを助けるということ、アメリカを援助していくということですが、明確にするためにこういう文言をわざわざ入れたと。アメリカのどこの軍事的な同盟を結んでいる国の条約でもこの文言はありません。

つまり、条約において、集団的自衛権は行使できないという国会承認、つまり、国会の憲法解釈の意思があるのに、勝手に内閣で集団的自衛権はできますというふうに解釈を変更する、それ自体がまず、条約と閣議決定だったら条約の方がよっぽど上ですので、無効の閣議決定というふうになります。

岸田大臣に伺わせていただきます。

この日米安保条約第三条、済みません、説明が長くなって申し訳ありませんけど、右の方を見て

いただくと、これは実は七月一日の閣議決定以降の外務省のホームページです。先ほど申し上げました集団的自衛権の行使を禁じているという文言を早速削除されているわけでございます。まさに解釈改憲がどんどん、憲法の条文改正がなければできないことを、解釈改憲と言わせていただきませけれども、解釈改憲が、まさに恐ろしいものが進行しているというわけでございます。

岸田大臣に伺います。

これは国会の承認権を潜脱する憲法違反の、憲法六十条違反の行為であるというふうにお考えになりませんか。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、資料としてお示しいただきました部分ですが、この安保条約の第三条の条文と併せて解説についてお示しをいただいたわけですが、

そして、この条文の部分を是非改めて見ていただければ分かりますように、これ条文においては、「憲法上の規定に従うことを条件として」、この部分だけが明記されております。七月一日の閣議決定においては、我が国を取り巻く国際情勢が大きく変化する中で国民の命と平和な暮らしを守り抜くという観点から、従来の政府見解の基本的な論理の枠内で検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生していなくとも、新三要件を満たす場合には従来の政府見解の基本的な論理に基づく必

要最小限の自衛のための措置として武力の行使が憲法上許容される、こうした判断に至った次第です。

ですから、この第三条の規定、憲法上の規定に従うことを条件としてとされておりますので、今申し上げましたような考え方に基づいて、憲法に対する考え方が変わったわけですので、それに従ってこの三条が適用される、こういった考え方に立ったならば、御指摘のようなことは当たらないのではないかと我々は考えております。

○小西洋之君 今の大臣の答弁は、憲法上の規定に従うという文言なので、実際の憲法の方が変わったので、これとは、構わないんだというのはいささか趣旨だと思ふんですけれども、憲法上の規定に従うことを条件にしてというのは、まさに我が国は集団的自衛権を憲法上行使できないというその意味のみを書き表すためにこういう表現で書いているわけでございます。ほかのアメリカの軍事同盟にはどこにもない言葉でございます。また、そういう趣旨で入れたということは外務省のホームページにも書いてありますし、一九六〇年安保のときの国会の承認も、委員会の議事録でもしっかりと残っているところでございます。

たまたま同じ文言だから変えるというんだから、この憲法上の規定に従うあるいは法令上の規定に従うなんという文言は、我が国の法体系には

山のようにあるわけでございます。特別の意味がある場合に、幾らでも解釈変更をして別の意味を込められるんだしたら、議院内閣制なんかもう崩壊するわけでございます。とんでもないことだと思います。

大臣に伺いますけれども、今、憲法上の規定に従うことを条件としてとおっしゃいましたけれども、ほかにも幾つかの言葉が、特別の言葉が入っています。御存じですか、この第三条に。ほかのアメリカの軍事同盟にはない、日米安保条約第三条にしかない言葉が入っているのは御存じですか。○国務大臣（岸田文雄君） 済みません、そういった点があるということ、私はちよつと今承知しておりません。

○小西洋之君 それは、担当大臣がそれを知らないというのとはとんでもないことだと思いますけれども、外務省は御存じですか。どなたか答弁できる方。

○政府参考人（富田浩司君） 今、日米安保条約に特有のというふうな趣旨のお尋ねだと思いますけれども、ただいま手元にアメリカとほかの国との軍事同盟に関する条約を持っておりませんので、この場では比較して御答弁することは差し控えたと思います。

○小西洋之君 唯一、主権者である国民の持ち物である憲法を、勝手に内閣が解釈改憲を強行して、

しかも、それは条約を踏みにじっているわけですよ、国会の条約承認権を踏みにじっているわけですよ。後で内閣法制局長官とたつぷり議論させていただきますけれども、普通は、憲法の解釈を変えるのであれば、それを変えることによって様々な条約や法律と矛盾、抵触しないか、その閣議決定が、七月一日の閣議決定が矛盾、抵触しないか徹底的に審査するんですよ、政府の中で。内閣法制局はそれをやるんですよ。

これは、もう既に国会の質疑、七月十五日の質疑で明らかになっていきますけれども、結局、今回の解釈改憲で何を内閣法制局は審査したかという、六月三十日に最終の閣議決定の案文が来て、一日だけ、まあ一日もなかったんだと思えますけれども、翌日の七月一日の午前中に電話で意見はありませんと、それだけしかやっていない。かつ、審査に使った資料というのは今申し上げましたその最終案文しかない。何にもやっていないわけでございます。何で担当局長はそんなこと知らないんですか。

当時の議事録がございますけれども、今の、この小さな三条の文字ですね、「個別的に及び相互に協力して」という文言があるわけでございますが、通常ここは、単独及び共同してという言葉なんです。後ろの方に、「武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力」という言葉がございますけれども、

これは、個別的及び集团的の能力というのがアメリカのほかの国との軍事同盟で全て入っている文言なんです。今申し上げた言葉、単独及び共同して、あと、個別的の及び集团的の能力、これ全て、集团的自衛権を排除する、そのためだけに日本のこの日米安保条約第三条で固有に変えられた文言なんですよ。

つまり、「憲法上の規定」だけじゃないんです。この三条そのものが、国会の承認権、憲法上の承認権の下において、国会の憲法解釈として、集团的自衛権は憲法九条の下で全く許されないと、そのことを確定しているものなんです。にもかかわらず、内閣の解釈変更だけで何でこの条約を潜脱できるんですか。もうめっちゃくちゃな、これはもう解釈改憲以下のクーデター改憲と前回も申し上げましたけれども、一体どこの国だと、そういうことを厳しく指摘をさせていただきたいと思えます。

じゃ、この条約、今、残念ながら、大臣、局長からまともな答弁がされませんでした。条約の問題、もう国会の承認権自体が今揺らいでおりますので、EPAのこの条約に入る前に、この揺らぎの原因であります憲法解釈の内容、七月一日の閣議決定の憲法解釈の内容について確認をさせていただきます。

資料三を御覧いただけますでしょうか。これ、

前回、横島内閣法制局長官に質問を繰り返させていただいたものでございますけれども、憲法九条の政府の見解ですね。今回、新三要件において、国民の生命、自由及び幸福の追求、今後は国民の生命等というふうに略させていただきますけれども、国民の生命等が根底から覆る場合は、我が国に対して武力攻撃が発生していない、我が国と密接な関係国に対する武力攻撃が発生している場合であっても、つまり集团的自衛権を行使できるといふふうにしたわけでございますけれども、今申し上げた、国民の生命等が根底から覆られる、これ、いろんな言葉で言い換えがされているわけでございます。

一番上は、昭和四十七年、今回の解釈改憲の基にしたと言われる政府見解でございます。その次の平成十六年、これも安倍内閣を含め歴代の内閣が踏襲しているという中心的な解釈です。このときは、国民の生命や身体が危険にさらされると、この網掛けをしている部分でございます。じゃ、この四十七年の生命等が根底から覆られると、平成十六年の国民の生命や身体が危険にさらされるというのとは要件として全く同一のものなんですかという質問に対して、一番下の質疑でございますけど、横島内閣法制局長官は五月の二十二日に、「要件的には全く同じことを述べている」、まあ当たり前ですけどね、というふうにおっしゃって

いるところでございます。

ここからが確認なんですけれども、その次には七月一日の閣議決定の国民の生命等が根底から覆る、その次には解釈改憲の後の七月十四日ですね、国民に深刻、重大な被害が及ぶというふうに、これを更に説明をしておりますけれども、それぞれの言葉が、昭和四十七年と平成十六年と、あと七月一日の新三要件と、あと平成二十六年の七月十四日のそれぞれの言葉が要件的に全く同一かどうかというのを確認させていただかなければいけません。

資料の四を御覧いただけますでしょうか。資料の四。右上に表示がございます。

今御説明いたしました昭和四十七年の見解の国民の生命等が根底から覆るといふのは、平成十六年の答弁書の国民の生命や身体が危険にさらされると同じことであるということ平成二十六年の五月二十二日に横島内閣法制局長官は答弁をされています。

では、法制局長官に伺います。

七月一日の閣議決定の新三要件にある国民の生命等が根底から覆られるという言葉は、下の平成十六年答弁書にあります国民の生命や身体が危険にさらされると要件的に全く同一のことであると。それがあつたら、そのずれの要素が具体的に何であるかということも含めて明確に答弁くだ

さい。もうイエスカノーか、これだけを答弁ください。これ以外のごときは、答弁し始めたら止めますから。

○政府特別補佐人（横島裕介君） お尋ねの昭和四十七年見解と平成十六年答弁書の内容が同じであるとお答えした趣旨は、いずれも我が国に対する武力攻撃が発生した場合におけるその被害、影響等について述べたもので、その意味で同じであると述べたものでございます。

一方、七月一日の閣議決定におきましては、他国に対する武力攻撃が発生した場合、これを契機といたします自衛権の行使というものについて言及しているものでございまして、その意味で、七月一日の閣議決定におけるものは他国に対する武力攻撃が発生した場合におけるものを含んでおりますので、平成十六年答弁書が、我が国に対する武力攻撃が発生した場合におけるものについてお答えしたものは前提が異なる部分がございます。○小西洋之君 そんな答弁拒否をしないでください。前提が異なるなんて分かり切っているじゃないですか。前提が異なることなんて聞いていないんですよ。法理として全く同一の要件ですか。ずれがあるんだつたらずれがあるというふうに言うてください。かつ、そのずれを、ずれの要素を、具体的な要素を説明してください。

もう一度聞きます。前提のことなんか聞いてい

ないんです。要件的に同一かどうかを聞いているんです。どうぞ。（発言する者あり）

○委員長（片山さつき君） 静粛に。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 重ねてのお答えになりますけれども、前提が異なりますので、その点が違うということでございます。

○小西洋之君 前提が異なるのは分かりました。

じゃ、前提が異なると、要件的にも異なってくるんですか。要件的には同一ではないという理解でよろしいですか。どうぞ。

○政府特別補佐人（横島裕介君） この点もこれまでお答えしているとおりでございすけれども、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合で、我が国に対する武力攻撃がまだ発生していない場合におきましても、我が国に対する武力攻撃が発生した場合と同様な深刻、重大な被害を受ける、そのような場合もある。そのような場合には、その状況の下、我が国として武力を用いた対処をしなければならない、そういう場合があるというのがこの要件であるということとを御説明しているところでございます。

○小西洋之君 実は、前回の横島長官の質疑は、内閣法制局長官による答弁拒否ということと結構ちまたでは今話題になっていきます。今もすさまじい答弁拒否を繰り返されています。

じゃ、重ねて聞きましょう。下にペン図を御用

意させていただいています。もし、同一要件でないのであれば、七月一日の三要件の国民の生命等が根底から覆る、平成十六年答弁書の国民の生命等が根底から覆らされる、これが要件的に同一でないのであれば、ずれがあるはずですよ。ずれがある場合には、この(A)か(B)ですね。七月一日の閣議決定の方が要件的に広いのか。つまり、守るべきものが多くて、守るべきもの、これを守るために実は我が国は武力攻撃をできる余地が広がっているのか。あるいは、その逆ですね、平成十六年の方が広いのか。もうこれは多分ないんだと思いますけど、どっちですか、ペン図で。イエスカノーかで、もうイエスカノーか以外は答えな

いでください、イエスカノーかで、どうぞ。  
○政府特別補佐人（横島裕介君） お示しの資料四の(A)、七月一日閣議決定の方が広く、平成十六年答弁書の方が狭い、その図がございすけれども、その差分のところは、まさに我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合においても、我が国として武力の行使を行うことがやむを得ない場合があるという、その差分のところであろうと理解いたします。  
○小西洋之君 じゃ、確認でもう一度聞きます。要件的には、申し上げた七月一日の三要件の生命等が根底から覆られると、十六年答弁書の生命等が危険にさらされる、これは要件にずれが

資料四の図の意味を

勝手に自らに都合が良いように解釈して、「理解いたします」と述べている。

あるということですね。ずれがあるということではよろしいですね。同一要件ではないと。要件的に全く同一ではない、ずれがあると。この(A)の方をお示しされましたから、七月一日の閣議決定の方が広いということですね。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 繰り返しになりますが、七月一日の閣議決定におきましては、他国に対する武力攻撃が発生した場合における我が国としての武力の行使、自衛の措置というものについて、これも憲法上許される場合があるということを示したものでございまして、その意味で差があるというのは当然のことであろうと思います。

○小西洋之君 じゃ、この図の(A)ということではよろしいですね。要件的に(A)の方が、七月一日の閣議決定の方が広いと。要件的に同一ではないと。

私が言っていることを別の言葉でごまかして答弁をされているんですけれども、これを長官がなぜ答えられないかというところ、これ法解釈なので客観的に答えられるはずなんです。なぜ答えられないかというところ、これを答えた瞬間に安倍総理を始め自民党の皆様から怒られてしまっているんですよ。

ただ、これはすさまじいことです。どういうことかというところ、ずれがあるんだとしたら、別の法

益、今まではない、今までの憲法九条の下ではない法益を守るために我が国は武力行使ができることになるわけですから、基本的な論理がずれているわけですよ。基本的な論理が成立しないわけですよ。根本の要件が異なる。武力行使をするその究極の目的ですよ。目的のその要件が広がっているんですか。どうぞ。

○政府特別補佐人(横島裕介君) その目的につきましては、新三要件の第二要件におきまして、我が国の存立を全うし、国民を守るためやむを得ない措置ということを明記してございますので、目的、趣旨は同じでございます。

繰り返しになりますが、七月一日の閣議決定の方が広いという点は、まさに他国に対する武力攻撃の発生を契機とする自衛の措置というのが付け加わったからでございます。

○小西洋之君 もう完全な答弁拒否を繰り返していただきますけれども、私が聞いているのは、他国に対する武力攻撃が発生した状況でも今度は武力行使ができるようになったわけですよ、政府はそういうふうな解釈変更を強行されたわけですから。そうはいっても、基本的な論理を維持していると言っているわけですよ。基本的な論理は何かというと、全く同じ文言なんです。昭和四十七年と今回の文言は、国民の生命等が根底から覆される、この事態を排除して国民を守るためだけにし

か、そのためだけにしか武力行使はできないと言っているんですよ。

じゃ、そのためだけの、ただだけというのは具体的にどういう要素、要件なんですかということ聞いています。それは、平成十六年の国民の生命や身体が危険にさらされるという要件よりも広がっているんですか、要素として。別の要素が入ってきているんですか、あるいは入っていないんですか。ずれがあるんですか、ないんですかと聞いています。

もう端的に聞きます。要件として同一なんでしょうか。同一でないのであれば、ずれがあるということではよろしいですか。もう一度聞きます。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 昭和四十七年の政府見解、これは維持しています。その前提の上で、これまでは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみ、今その要件に当たると理解していたわけですが、その認識を改めまして、他国に対する武力攻撃が発生した場合においてもその四十七年の基本的な論理に該当するものがあり得るという整理をしたものがこの七月一日の閣議決定でございます。

○小西洋之君 もう全くあきれませんが、これ。こんな答弁を法制局長官がするんだとしたら、我が国はもう法治国家として終わりじゃないですか。何ですか、その答弁は。

じゃ、こういう聞き方をします、ずれがあるんです。具体的な要素、守らなければいけないその法益、具体的な要素について具体的に答弁してください。それが答弁できなかったら、ずれないというふうにみなします。どうぞ。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 我が国の存立と国民でございます。

○小西洋之君 我が国の国民が生命や身体が危険にさらされる、これ以外に要件があつて、かつ、その具体的な要素があるんです。それを説明してください。ないんではいけないというふうには解釈するし、この片山委員長の下の委員会でするように解釈をさせていただきます。具体的に答弁してください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 我が国の存立と国民を守るということは、この新三要件の第二要件に明記してあるとおりでございます。

○小西洋之君 もう何を聞いてもこの有様です。で、委員長、これ理事懇でしっかり協議して、また委員会、集中審議をこれで聞いてください。法制局長官が答弁拒否をしていますから。

○委員長（片山さつき君） 後刻理事会で御発言の趣旨について協議いたします。

○小西洋之君 これ、今私が聞いていることはどうということかとというと、もう繰り返しになりますけれども、今までは、国民の生命や身体が危険に

さらされる、それを守る、そういう究極の場合にしか我が国は武力行使ができなかったんです。ところが、それ以外の場合で、何か分かりませんよ、それは、経済的な権益かもしれない、あるいは日米同盟という外交上の問題かもしれない、そういうことで武力行使ができることになっている、そうとも捉えられかねない、そういうことになって、一番根っこのところですか。

それをどうしてもかたくなに内閣法制局長官は答弁をしない。何を首かしげているんですか、あなたは。まあいろんな内輪話も知っていますけど、これ暴露してもいいですけど。やりましようか、本当に、そこまでやるんだと思ったら思いますけれども、すごいことですね。

一番下に、このページに付けておいていただけますけど、十月十六日の私の質疑ですね、今と同じ全く趣旨のことを聞いております。次のページに出てくるんですけども、七月一日の閣議決定の新三要件の国民の生命などが根底から覆されるというのは、七月十四日の横島長官の説明によって、国民に深刻な、重大な被害が及ぶと同じ意味だということとをされているわけですけども、じゃ、この同じ意味の中に、国民の生命や身体が危険にさらされるということは同義ですかというふうに聞くと、横島長官は、三回聞いてようやく最後に、国民の生命が害されるという危険が含んでおりま

すというふうに答弁をなさいました。だから、国民の生命あるいは身体が害されるという危険は含んでいるんでしょう。

ただ、私が聞いているのは、それ以外のものもそれ以外の今までは誰も想定していなかった余計な要素というものが入って、法規範としてもう底が抜けたものになっているのかどうかを確認しているわけです。横島長官はかたくなに答弁拒否をされましたので、もう法規範として成立していないと、これ法規範じゃないじゃないですか。

じゃ、こういう聞き方をしましょう。横島法制局長官に伺います。

ある法令の解釈について書き表したその文言、これ閣議決定の文言だとしましょう。その要件を個別具体的にきちんと説明できない、しかも、過去の解釈と同一の基本論理といながら全く同じ文言を使っていて、普通だったら、常識的に考えて、全く同じ要件のはずなんですけれども、ずれがあるんですかと聞いたら、あるかないかたくなに答えない。そういうものが法規範と言えるんですか。どうぞ。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 若干お尋ねの趣旨を理解しているかどうかは分かりませんが、でも、法規範につきましては適正に解釈すべきものと考えております。

○小西洋之君 まあ、もうあれですけどもね、

こういうことをするんだったら、もう議会政治自体が成り立たないことになりまますけれども。

理事はこれちゃんと答弁するように言ってもらえますか、その要件を。同一的な要件かどうか。

イエスカノーかだけで分かる話ですから。園遊会があるから止める気はないんですけれども。要件的に全く同一かどうかというのをちゃんと答弁するように。

○委員長（片山さつき君） 速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（片山さつき君） 速記を起こしてください。

○小西洋之君 今私がさせていただいている質問ですけれども、もうこれ法制局とはこの十一月の四日、五日、二日にかけてずっと議論を、それ以前からずっと議論をさせていただいております。法制局長官にそのたびに上げてもらって、長官に上げたということを確認して私のところに説明に来てもらっております。だから、長官は何もかも分かっているはずで、長官はこの要件が同一だということ、法理として同一だということも認識されているはずなんです。なぜならば、違うという説明ができないから、違うという説明がないから。にもかかわらず、要件的に同一だということとは絶対言わないし、じゃ違いがあるんだったら具体的にその違いの要素を説明してくださいと言

うとそれも説明しない。もうひたすら答弁拒否を繰り返している。

もう一回だけ伺います。

今回の七月一日の解釈改憲というのは、これまでの憲法九条のその政府解釈、その基本的な論理を踏襲したものとどう違うに言っております。今、この資料四に書かせていただいた一番上の（一）、昭和四十七年の見解ですけれども、灰色の部分、国民の生命等が根底から覆される、これは、我が国が武力行使をするに当たって、その武力行使をするその根拠となるものです。つまり、守るべきものです。国民の生命等が根底から覆される場合にこれを排除する、このためだけに、全てを禁止武力、実力行使を禁止しているかのように見える憲法九条の下でもこのためだけにできるという、そういう解釈ですと来しました。

昭和四十七年の国民の生命等が根底から覆されるという言葉は、平成十六年の国民の生命や身体が危険にさらされると全く要件的に同一であるというふうには横島長官は答弁を既にされております。であるならば、七月一日閣議決定の新一要件の言葉、国民の生命等が根底から覆される、これは昭和四十七年の政府見解を基につくったというふうな政府も言っており、閣議決定の文書にも書いております。全く日本語として同じ言葉なんです。だったら、七月一日の閣議決定の新一要件の国民

の生命等が根底から覆されるというのは、平成十六年答弁書の国民の生命や身体が危険にさらされると要件的に全く同一ですなと。

で、ずれがあるのであれば、下の（A）、（B）、どういう形ですれが出てくるのかをお示しください。かつ、このずれの部分はこの黒い部分ですか、具体的にこの黒い部分にどういう要素が入っているのか、経済的な権益なのか、外交問題なのか、様々なことが考えられるでしょう。どういものが入っているのか、全て具体的に答弁ください。具体的に答弁されなければ答弁拒否をしたとみなすと同時に、説明ができないのであれば要件的に同一だというふうにみなさせていただきます。

○委員長（片山さつき君） 横島内閣法制局長官、質問に端的にお答えください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） この点はこれまでもお答えしているのですが、この点はこれのみが、昭和四十七年の政府見解に言う外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たると解してきたわけでございます。

この認識を改めるわけでございますけれども、そのように解してきたことを踏まえ、新第一要件の我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白



な危険があるとは、他国に対する武力攻撃が発生し、そのままでは、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかであるということを用いるものと解されるということは明らかであると考えております。

○小西洋之君 まあ、全く何にも答えてないわけでございますけれども。長官、資料の七、御覧いただけますか、**資料の七**、資料の七の一番下の括弧の中、長官の大先輩の元法制局長官です、この下線部分を読み上げていただけますか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） このまま読み上げるといふ御趣旨でございますね。では、読み上げます。

法律上の意見の開陳は、法律的良心により是なりと信ずるところに従ってすべきであり、時の内閣の政策的意図に盲従し、何が政府にとって好都合であるかという利害の見地に立ってその場をしのごとくというような無節操な態度ですべきではない。

○小西洋之君 今長官が読み上げられました、かつての長官の大先輩である内閣法制局長官のまさに法制官僚としての矜持ですよ。今、あなたの答弁姿勢、無節操な態度だと思いませんか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 御指摘ではございますけれども、私も、先ほど読み上げた高辻

元内閣法制局長官と同じ考えでございます。

○小西洋之君 まあ、それは全く違うんでしょう。なぜならば、まあ、余り多くを申しませんけれども、要するに、死ぬはずのない国民が死ぬことになるんですよ、こんな憲法解釈をつくると。我が国の経済権益や、あるいは外交上の問題、それでは集団的自衛権を發動している国もありますよ。ただ、我が国は平和主義の国であって、国民の生命や身体が奪われてしまう、そういう究極の場合にはそのかけがえのない国民を守る、そのため以外には武力行使はしないと、それ以外の理由によって自衛隊員は戦闘で死ぬこともないし、また、集団的自衛権の行使、武力行使をして反撃を受けて日本国民も死ぬことはない。まさに、そういう立憲主義と法の支配、それがもう根底から覆されてしまいうわけです。

もう空前絶後の暴挙であり、まさに、立憲主義に基づくワイマール憲法があっても、それを骨抜きにしたもうナチスの手口と全く、ナチスの手口以上だと思えますけれども、そういうことが進行しているというふうに理解をさせていただきます。じゃ、もう一つ重要な論点、資料の五を御覧いただけますか。（発言する者あり）の質問を、

EPAというふうに理事も委員の方もおっしゃっていますけれども、さっき申し上げました条約の承認権を潜脱し、その根底になる憲法解釈を

ゆうりんしている、そういう状態を委員会です。さなくてどうするんですか。こんな法規範の下で国民の命が失われていいんですか。委員会では、我々この立法院の在り方として。まあ、そう思われる方は不規則発言を続けてください。

では、**資料の五**、法制局長官、御覧ください。この度の解釈の会見ですね、あやふやな点が幾つかございますけれども、もう一つの重要な点を申し上げます。

昭和四十七年の政府見解、上に載っておりますけれども、あくまで外国の武力攻撃によってというふうに網を掛けさせていただいております。つまり、これまでは我が国に武力攻撃が発生したとき、これは我が国が実際爆弾を受けて国民が死んでからではございません、我が国に武力攻撃がまさに発生する、相手国にその着手という状況に至れば、それを排除するために自衛隊は戦っていただけのわけでございます。ただし、我が国に武力攻撃が発生しない限り、我が国は武力攻撃はできないというのが憲法の解釈でございました。

ところが、どうも我が国に対する武力攻撃とは関係ないこと、具体的に言いますと、アメリカとイランが戦争して、イランがアメリカに対する武力行使として、イランの国民と国土を守るためにホルムズ海峡に機雷を敷き詰めた。で、その機雷を掃海するために自衛隊を派遣することができ

ると。イランは日本に対して武力攻撃はしていないのに、イランははつきり言って日本に対して敵意すら持っていないのに、そのイランの敷き詰めた地雷を排除しに武力行使をして、その過程でイランの軍人あるいは国民を殺傷することにもなるでしょう。そういうことができるというようなことを安倍総理は国会答弁で言っているようにございますけれども。

ポイント、下に書かせていただいております、横島長官の七月十四日のこの新三要件の考え方の答弁でございます。新三要件が成立する場合として、網掛けの部分ですけれども、我が国に戦禍が及ぶと、我が国に戦禍が及んで、それによって国民が被ることとなる犠牲の深刻性や重大性などから判断をする、新三要件の第一要件の生命等が根底から覆るといふところでございますけれども、判断するということになっていきます。

ポイントは、我が国に戦禍が及ぶですけれども、この意味でございます。戦禍、戦の禍でございますけれども、この戦の禍、戦禍が及ぶとは、下に書いていますけれども、(A)ですね、我が国に向けられた武力攻撃という禍が及んでくることなのか、これのみなのか。あるいは、先ほど申し上げました、我が国に向けられた武力攻撃以外の禍ですね、広い意味での禍。アメリカとイランが戦争して、イランは日本には何の敵意もないんだ

けれども、イランが自分の国と国民を守るために敷き詰めたその地雷によって日本に向けたタンカーが来なくなると、そうすると日本は石油が足りなくなるような事態が起きるかもしれない、これも広い意味で禍というふうに読んだ場合に、そうしたものというのは、この戦禍、つまり新三要件の要件に当てはまるんでしょうか。

具体的に聞きます。

このベン図を御覧ください。(B)ですね。ベン図の(B)の中を読み上げさせていただきますけれども、武力攻撃以外の禍のところですから、具体的に、我が国に対して何の武力攻撃の意図もないイランが、アメリカに対して地雷敷設を行い、つまり、アメリカへの武力攻撃をやっているわけです。これを排除するのがまさに集団的自衛権なんですけれども、それにより我が国への石油運搬が困難となるケース。このケースは、法制局長官、新三要件において集団的自衛権を発動できる条件なんでしょうか、要件なんでしょうか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) その具体のケースがこの新三要件に該当するかどうかは、実際にその事態が起こった場合において全ての情報を総合して客観的、合理的に判断すべきものでございまして、あらかじめ定型的、類型的にお答えすることは困難でございます。

その上でお答えいたしますが、センカの方が火

という字を書く場合と禍という字を書く場合がございまして。火と書く場合には、まさに我が国が砲撃を受けたり、あるいはミサイルが着弾するといったようなことがイメージされるわけでございますけれども、禍という場合については、必ずしもそのような砲火を浴びるというような状況ではないものも含まれる場合がございます。

この点につきまして、前回もちょっとお答えいたしましたけれども、これは従前の政府の見解でございますけれども、我が国に対する武力攻撃の発生ということをめぐる議論がございまして、実際にその他国部隊が我が国に上陸してくる、あるいはミサイルを撃ち込んでくる、それはまあ典型でございますけれども、必ずしもそのような場合に限らず、いわゆる兵糧攻めというような形で、一発も弾を撃たない、そういう形でありますけれども、武力の行使をすることによって我が国に対する武力攻撃が発生するという場合もあり得るといふことをお答えしてございます。

さらに、我が国に対する武力攻撃以外の禍という御指摘でございますけれども、今回の新三要件の第一要件におきましては、あくまでも他国に対する武力攻撃はもう既に発生しているということをお前提としておりまして、その影響といたしまして、被害といたしますか、御指摘の資料五にも書いてございますとおり、事態の個別具体的な状況に

即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍、これは禍の方でございませけれども、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することになる、そのように考えております。

○小西洋之君 もうすさまじいはぐらかし、ごまかし答弁をいただきましたけれども、ちよつと事実だけ伺いましょう。

今法制局長官が紹介された過去の答弁ですけれども、昭和二十九年の国務大臣の答弁ですね、木村国務大臣の答弁だと思えますけれども、これは個別的自衛権の行使の局面、つまり我が国に対する武力攻撃を発生しているということと述べている答弁ですよ。どうぞ。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 我が国に対する武力攻撃の態様について述べたものでございませぬ。

○小西洋之君 ふざけたはぐらかし答弁をするんじゃないですよ。私は集団的自衛権の局面について聞いているんですよ。集団的自衛権の局面において戦禍が及ぶというふうに書いていますから、じゃ、これは、ここに書いてあるとおり武力攻撃という禍が及んでくることのみなのか、あるいは武力攻撃以外の禍が及んでくる、ここまで含むの

か、ここまで含むとなると、これ基本的な論理をもうまるつきり逸脱することになると思えますけど。結構です、今、質問を重ねますので。

法制局長官は、砲火を浴びるような状況でないものも含まれるというふうにおっしゃいました。

その例で個別的自衛権の状況をおっしゃいました。これは全くの答弁にはなっていない。そうですね、武力をもって我が国を兵糧攻めにするのは、我が国を海上封鎖をして兵糧攻めにするのは、これは個別的自衛権の局面ですから、集団的自衛権とは関係ないんです。

地球の裏側でイランが自らの国民と国家を守るためにアメリカに対して機雷を敷き詰めている、日本に対する武力攻撃ではないし、日本に対する敵意もないわけですよ。そういう状況でイランが敷き詰めた機雷を掃海しに行くことは、この戦禍が及ぶという定義に合致して、集団的自衛権が新三要件の下で成立して、集団的自衛権を發動できるんですかと聞いているんです。これも具体的な事例で答えてください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 先ほどのお話は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合についての過去の答弁を御紹介しましたけれども、なぜそれに言及したかと申しますと、この七月一日の閣議決定につきまして、私どもは、他国に対する武力攻撃が発生した場合であっても、これに対

して武力を用いた対処をしなければ国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況である、そういうのが要件であるというふうに御説明しているところでありまして、具体の当てはめについては実際の事態が起こってからの判断でございませぬけれども、仮にそのような、この要件を満たすような事態があるならば、我が国として自衛の措置をとるということもあり得べしということと述べているわけでございます。

○小西洋之君 具体的な内容について何ら明らかにしない、説明できないものって要件として成立しないじゃないですか、法規範じゃないじゃないですか。

この戦禍、戦の禍の言葉に、この武力攻撃と関係のないような禍、先ほど申し上げましたイランのケースですけれども、ホルムズ海峡の機雷のケース、これが入ってくるんだたらもう基本的な論理なんてとつくと逸脱しているじゃないですか。なぜならば、基本的な論理は、あくまでも外国の武力攻撃によつて国民の生命、身体が、生命等が根底から覆される場合にのみできるはずだったものを、他国に対する武力攻撃でも生命等が根底から覆る場合があるというふうに言い始めて、やり始めていくわけですけれども、だからといって、武力攻撃と全く関係のないことを原因として、そ

れをこの戦の禍と位置付けて、それによって武力攻撃を解禁するなんという事は、これはもう法規範として完全に逸脱しているじゃないですか。

前回、法制局長官は、日米安保が揺らぐだけでは集団的自衛権の行使はできないというふうにおっしゃいました。まさにそれと同じで、経済問題が起きただけでは集団的自衛権の行使はできなくて、国民の生命や身体にまさに危険が及ぶと、そういう社会的事実があると、そういうことがなければ集団的自衛権は行使できない、それが基本的な論理の考え方だというふうに私は認識をしています。その上でも、今回の解釈改憲というのは、憲法の平和主義などを切り捨てるなどして憲法違反の暴挙だというふうに思っておりますけれども(発言する者あり)

ちよつとあえて申し上げさせていただきます。お名前は申し上げませんが、不規則発言をされている方、私が申し上げているのは、これ自衛隊員の命が懸かっているんです。日本の国民を守る、日本の国民の命や尊厳を守る以外の理由で自衛隊員が戦闘して死んでしまう、そのことを憲法のどの条文を見てもそれ許容してないんですよ。そういうことがどうしてもやりたいんだから、この国会で議論をして、三分の二の同意を得て、国民投票を行って憲法改正をすればいいじゃないですか。こんないいかげんな、法令解釈とも

「ヒゲの隊長」と自民党佐藤理事

言えないようなもので自衛隊員を戦地に送り込んで殺してどうするんですか。そんなことをして許されるんですか。何を言っているんですか、本当に。安倍総理のようにお名前を出すことは、私はそんなことはしませんので、ただ思いだけは申し上げさせていただきました。

じや、資料六。もう一つ重要な論点を続けさせていただきますので。資料の六、これは前回、横島長官に確認させていただきましたが、立法事実の問題でございます。

立法事実、我が国において、これは世界中どこでもそうですけれども、人間は、世界人権宣言にも書いてありますように自由でございますから、その国民の自由や権利を制限する場合には、社会的な事実、その制限がやむを得ないという社会的な事実の根拠が必要なんです。集団的自衛権も同じです。集団的自衛権をどうしても必要だというその根拠、もう一言で言えば、基本的な論理を踏襲するのであれば、集団的自衛権を行使しなければ守ることができない日本国民というものがいるのかどうかです。

六十年間以上、歴代内閣は、そういう日本国民をどうしても見出せませんというふうに言ってきました。憲法九条において集団的自衛権が憲法の条文を変えない限りできないと言われたたった一つの究極の根拠はこれなんです。我が国には武力

攻撃は発生していない、我が国と関係のないところで戦争が起きていて、それによって日本国民の生命や身体が危険にさらされるということは論理的に常識としてあり得ないので、だから、そのあり得ない日本国民の生命を守るために武力攻撃をすることは、全ての実力行使を禁止しているかのように見える憲法九条の下ではどうしてもできませんと、そういう説明だったんです。

ところが、横島内閣法制局長官は、七月十五日のこの参議院の予算委員会の審議において、こういう今申し上げました立法事実を、集団的自衛権行使の解釈の変更を行う立法事実を確認したのか、目的の必要性と手段の合理性、主張したのかという質問に対して、法制局として審査はしていませんと、そういう他国に対する武力攻撃があった場合でも、国民の生命等が根底から覆る場合があり得るということを国家安全保障局から聞いたので、それを具体的に確認せずに、それを丸のみして解釈の変更を許容しましたという空前絶後の答弁をされているところでございます。

いま一度、横島法制局長官に伺います。集団的自衛権を行使しなければ救えない日本人が、それは存在するかどうかということですね。つまり、我が国が攻撃を受けていない状況において、まず前提として、生命や身体が危険にさらされる日本国民というのが本当に一体存在し得るの

かどうか。かつ、存在するとしても、その国民を救うために外交努力でも駄目、個別的自衛権でも、集団的自衛権の行使以外に手段がない。

この目的の必要性と手段としての合理性、(1)、(2)と書いていますけど、この二つを法制局、確認をしないと言うんですけれども、確認をされましたか。確認をしたのであれば、どういう日本国民が存在して、なぜ集団的自衛権以外に手段がないのか、御説明ください。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 御指摘の日本国民が存在しないという論点がいま一つ理解できていないのでございますけれども、これまでもるる御説明しているとおりでございまして、七月一日の閣議決定におきましては、これまでは国家の、我が国の存立あるいは国民の生命、身体及び幸福追求の権利を根底から覆される、そのような事態というのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると解釈していたわけでございますけれども、現下の国際情勢、その他諸般の状況を鑑みれば、他国に対する武力攻撃が発生した場合であっても、その状況の下、措置をとらなければ同じようなことになってしまう、そのような事態というのがあり得るといふ認識に至ったことから、この七月一日の閣議決定をしているものでございます。

○小西洋之君 最後の言葉、そういう生命等が根

底から覆される日本国民がいるという、そういう認識に至ったというのをおっしゃいましたけれども、その認識に至った本人は横畠法制局長官ですか。長官もそういう認識に至っているんですか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) もちろん、あり得ないことを前提にして閣議決定を行っているわけではございませんので、私自身も同じ認識でございます。

ただし、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応して、どのような事態を想定し、あるいは想定されるか、そしてどこまでそれに備える必要があるのかといったことは政策の問題でございまして、それについて詳細を私はお答えする立場にはございません。

○小西洋之君 じゃ、認識に至ったと言うんですたら、我が国に武力攻撃が発生していないのに生命や身体が危険にさらされる日本国民、具体的にどういふ事態が起きて、どういふ事実関係の下で日本国民なのか、具体的に説明してください。認識に至ったとおっしゃいましたよね。かつ、その日本国民の生命や身体を救うのに集団的自衛権以外に手段がない、それもなぜ手段がないのか、具体的に説明してください。認識に至ったとおっしゃったんだから説明できるはずですよ。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) ですから、国民の存否というより事態の認識、状況の認識のこ

とでございまして、新三要件に該当するかどうかの判断につきましては、繰り返しになりますけれども、他国に対する武力攻撃でございましてけれども、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的に、合理的に判断するというのを申し上げているところでございます。

○小西洋之君 すさまじい答弁を連発していますけれども。

委員の皆様の御参考までに資料の七を御覧いただきまして、下から二つ目の括弧ですけれども、これ、先ほどもおっしゃった平成十六年の有名な政府答弁書ですけれども、この灰色の部分ですね、集団的自衛権の行使がなぜできないのか、「国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合は異なり、」ということですので、国民の生命等が危険に直面している状況ではないということなんです。

つまり、我が国に対して武力攻撃が発生していないわけですから、そういう、していない状況においては国民の生命等が危険に直面し得るわけがないという事実認識、認識に基づいて、その認識を歴代の内閣法制局長官、これ、横畠長官もです、あなたはこの答弁、何度も何度も第二次安倍内閣

になつてから読み上げていますよ。御自身も、日本に武力攻撃が発生していない状況においては、この生命等が危険に直面する日本国民はあり得ないという事実認識を持ってあなたも答弁をしていました。つまり、憲法九条によつて集団的自衛権は行使できないという答弁をしていた。ところが、その事実認識が七月一日で変わったと言ひ始めたんですよ。じゃ、今まではあり得ないという認識を持っていたあなたが何で得るといふような認識を持つことになつたんですかと私は聞いています。それがなぜ答弁できないんですか。

もう一度だけ聞きます。あなたはつと、法制局長官に着任されてから、この平成十六年の答弁を繰り返して答弁をされてきました。我が国に武力攻撃が発生していない状況においては、生命等が危険に直面する日本国民というのにはあり得ないといふふうにあなたは事実認識に基づいて答弁していたのに、なぜ、七月一日以降、あり得るといふふうに変えたのか。そういう国民の存在等それを救うためには集団的自衛権以外に手段がないという認識を持ったからなんですけれども、じゃ、その日本国民というのとはどういふ日本国民ですか。なぜ、それ、集団的自衛権以外に手段がないんですか、具体的に説明してください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 御指摘の平成十六年六月十八日の島聡衆議院議員に対する政府

答弁書で記載されております国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合とありまされども、従前は、このような場合に該当するのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると解釈されてきたところでございますけれども、この認識を改めて、他国に対する武力攻撃が発生した場合においてもそのようなことがあり得るといふ認識に至つたということでございます。

○小西洋之君 なぜ法制局長官自らがそういう認識に至つたのかを私は聞いていますけれども、答弁はされませんでした。

答弁がもうめちやくちやずれちやつていますね、法制局長官。七月の十五日は、私はそういう認識には至つていませんと、そういう審査をしていましてあなたはおっしゃつていました。国家安全保障局からそういう説明を受けたので、そういう事実があり得ると、そのような事実があり得るといふ説明を前提として法的な論理について検討したということでございます。先に、先ほどは認識したと言ひ始めたんですね。じゃ、認識したんだつたらどのよう認識したんですかという、答えられない。もうめちやくちやずれているじゃないですか。

両大臣にお聞きいただきたいんですけれども、こんな憲法解釈を引きずつてこれから内閣を運営

されるんですか。もたないですよ、こんなもの。もつわけじゃないですよ。

あと、私は国会議員としてもいろいろな活動を今やっていますけれども、これ、もちませんよ、こんなもの。やっているとこののは解釈改憲を阻止する活動ですけれども、もつわけないです、こんなもの。法制局長官が国会議員から法律論を議論されて、全く答弁できないじゃないですか。ひたすら答弁拒否ばかりやっている。これをずうつと続けるんですか。今度、私、予算委員会のテレビ入りで総理大臣や各大臣にやらせていただきますよ。もつんですか、こんなもの。もたないんですよ。これ、めちやくちやなクーデターをやっているんですよ、誰が考えてもおかしい。

ちよつと何がおかしいか御説明します。この「資料」がございませうけれども、これ一枚おめくりいただきますか。時間がなくて結論だけ申し上げさせていただきます。なぜ、平和主義の憲法の下で、条文を変えない限りできないと言われていた、集団的自衛権の行使ができることになつたのかと、これは大きく二つの暴挙を犯しているからなんです。

一つは、今追及している立法事実、でつち上げているからです。我が国に武力攻撃が発生していない状況では、生命や身体が危険にさらされる日本国民はいないとずっと言つていたのに、六十年

間以上、歴代の内閣は誰も見付けられなかったのに、安倍総理大臣と横島長官は見付けたと言いはじめたんですね。じゃ、誰なんですかと聞くと答えられない。あり得ないものをあり得ると言った瞬間に、全ての法規範、それを擦り抜けることができるんですよ。

例えばこういうことなんです。私、かつて総務省で放送法を所管していました。放送ですね、広い領域に電波を持つ地上波と言われるものですが、れども。憲法二十一条の言論、報道の自由がございいます。原則自由です。ただ、国民に対していろんな影響がやっぱり起り得るので、その言論、報道の自由の趣旨を踏まえた、つまり放送事業者の自主性を尊重した、そういう非常に緩やかな規制だけが入っています、入っている。

ところがです。総務省の官僚が内閣法制局に、新しい立法事実を発見しました、放送局の電波によって国民の思考回路が根底から覆される、そういうことを我々は発見しましたと言いはじめたと言います。すると、法制局長官が言っていることは、それを法制局は審査していないと、日本の地上波のテレビ局の放送によって国民の思考回路が根底から覆される、それって一体何なんだと、なぜ覆されるんだと、について法制局は審査していない。ただ、総務省がそう言うので、分かりました、憲法二十一条の解釈を変えて、放送の番組の個別の

内容まで規制できるような、そういう憲法規範にします、その下でそういう法律を作ります、それと全く同じことをやっているんですよ。こんなことをやった瞬間に、憲法九条以外の全ての憲法の条文というのは滅んでしまうんですよ。

それが一つですね。このカラーの絵ですけども、そのからくりですけども、なぜ解釈改憲が可能なのか。一つは立法事実のでっち上げ。

もう一つは、このでっち上げをしても、なお我が国の平和憲法というのは、この平和主義の法規範によって集団的自衛権を排除できるはずだったんですよ。実は平和主義のこの基本論理についても、何の審査資料も持っていないし作っていない。かつ、国家安全保障局においても何の審査資料も作っていない。かつ、いろんなところに出回っています、私も与党協議の全資料見ましたけれども、与党協議の中にも、この平和主義の法理について何ら検討していません。全く検討していない。

平和主義の法理、前回の委員会でも申し上げましたけれども、三つ憲法の前文に書いてあるんですけれども、全世界の国民に対して、戦争の恐怖や欠乏から免れて平和のうちに生存する権利、全世界の国民に保障する平和的生存権を我が国の憲法は確認しているんですよ。にもかかわらず、日

本に攻めてきていない国に、先ほどのイランのケースです、イランは日本に攻めてきていないのに、日本がイランまで自衛隊を派遣してイランの軍人や国民を殺りくして石油を確保する、全世界の国民に平和的生存権を確認する平和主義の国家がそんなことができるかといったら、できっこないんですよ。

あるいは、平和主義の、先の方ですね、こういうふうに書いています。日本国民は、政府の行為によって戦争の惨禍が再び起こることがないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定すると書いています。これは政府の国会答弁でも確立していますけれども、政府の行為によって戦争の惨禍が再び起こることがないように、つまり、政府が勝手に国民に無断で憲法上禁じられている戦争を起こすことがないように、二度とないように、過去の戦争のようなことがないように、だから国民主権を採用したんだと。

国民主権の究極の行使は憲法改正権ですよ、国民投票です。つまり、国民投票をやらずに集団的自衛権という新しい戦争を起こして、自衛隊員を死に至らしめて、かつ日本国民を戦争の惨禍で死に至らしめることを我が国の平和主義は許していないんですよ。こういう法理を全く検討していないから、こういう解釈改憲が実現できているんで

す、強行できているんですよ。その結果、下の絵ですけど、もう無限定ですよ、歯止めがない、恐ろしい、ぬえのような新三要件ですよ。そういうものであるということをお指摘させていただきま

す。  
 じゃ、資料の六、法制局長官、いいですか。法制局長官、さきの十月の十六日のこの外防委員会の審議で、資料の六ですね、先ほど申し上げました集団的自衛権の行使を、必要不可欠性を根拠付けるその立法事実、目的の必要性と手段の合理性について、一番下の(A)、(B)ですね。(B)しか確認していないと言っていた。(B)は我々も審査するのかどうか分からないですけど、(B)はあるんじゃないんですかと言っていますけれども、(A)ですね、我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁止しているように見える憲法九条のそういう文理を乗り越えて、集団的自衛権という新しい武力行使を可能にする解釈の変更が必要不可欠だと、そういうことを論ずる根拠、それが上の(1)、(2)になるんですけれども、それが必要なんですね、一つ、この解釈の変更には。

で、もう一つ。この我が国会、委員会、今後安倍内閣が強行する限りは、集団的自衛権を解禁する自衛隊法の改正等々の法案審議を、まあ我々としてはそれ以前に安倍内閣を打倒するためにも

う政治生命を懸けて闘いますけれども、やろうとされるんでしょう。ただ、そうした場合でも、そういう法律が憲法九条に違反しないのか、そこも立法事実の問題になるわけでございます。それで、前回も申し上げました昭和五十年の最高裁違憲判決で、立法事実の不存在を理由として、ある法律、薬事法という法律ですけども、違憲無効であるというふうに切つて捨てられています。

法制局長官に伺います。(B)のところですね、集団的自衛権を行使することにより生命が失われる自衛隊員その他の国民との関係において、このように国民の権利を制限し国民に義務を課す法律を具体的に整備するときの、その立法の合憲性の根拠、これについては法制局は審査するというところでよろしいですね。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 生命が失われる自衛隊員等々の御指摘がございますけれども、この新三要件の下におきましても、平和主義の原則、立憲主義、その他、専守防衛等々の憲法上の原則は全く変更がございません。また、我が国の平和と独立を守るといふ自衛隊の使命そのものも全く変更がございません。それが前提でございます。

今後の立法、法案の審査につきましては、まさに新三要件で示されており憲法九条の解釈、これに従って判断をしていきます。

○小西洋之君 ちゃんと答えてください。新三要件がつくれる根拠がこの立法事実なんです。この社会的事実、二つの立法事実ですよ。これがななんだたら新三要件はつくれないんですよ。それをつくることは憲法九条違反ですよ、憲法九条が禁止している新たな武力行使を勝手につくっているわけですから。かつ、平和主義にも違反ですよ。もう全くの、どこから見ても憲法違反ですよ。全く、法制局長官、この度の私の質疑でも何も答えないという空前絶後のことが繰り返されておりますけれども。

資料十に、前回は御指摘しましたけれども、政府で、これ第二次安倍内閣も答弁していますが、法令解釈というのは一体何だということを言っています。論理的な追求でなければいけないと、法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、論理的な追求でなければいけないと。立法事実も確認していないし、平和主義の法理も確認していないし、何にも確認しない、かつ説明ができない、論理的、具体的な説明ができない、それはもう法令解釈じゃないんですよ。解釈改憲以下のクーデター改憲ですよ、これ。そうでないと言ったたら、全ての私が言った質問に対して具体的に説明してください。

じゃ、岸田外務大臣に伺いますけれども、幾つかのこの立法事実ですね、我が国に武力攻撃が発



生していない状況において生命や身体を侵害されてしまう日本国民の存在、一体それはどういう日本国民なのか、かつ、それを救うためには集団的自衛権の行使以外に手段がない、その立法事実について具体的に御説明ください。通告していますよ。

○国務大臣（岸田文雄君） 今の質疑における立法事実について答弁しろということでありませんが、国際的な安全保障環境は大きく変化をしています。また、グローバルなパワーバランスの変化、テロの脅威、あるいはサイバー等、新しいリスクも登場しています。こういった中であって、一国のみでは自らの平和を守ることができない、こういった状況判断の下に様々な議論が行われていると認識をしています。

先ほどの議論の中においても、例えばホルムズ海峡の機雷掃海の話も出ておりました。その例におきましても、我が国のエネルギー安全保障の観点から考えましたときに、我が国の国民生活に死活的な影響が出る場合、こういったことが考えられないことはありません。これ、いずれにしましても、この新三要件を満たすかどうか、これがしつかり問われなければなりません。個別的な状況に即して、政府が全ての情報を総合的に、客観的に、合理的に判断する、こういった判断が求められると考えます。

様々な具体的な事例においても、この三要件を満たすかどうか、この点がしつかり問われなければならぬ、このように考えます。

○委員長（片山さつき君） 先生、質疑時間終了しておりますので、おまとめをお願いします。

○小西洋之君 今、立法事実についての答弁ですが、最高裁の判決はこう言っています。立法事実とは、単なる観念上の想定では駄目で、現実な根拠に基づく合理的な判断と言えるものでなければなりません。観念上の想定では駄目なんです。ホルムズ海峡で何かが起きて日本が死活的に困るとか、そういうことではなくて、具体的に、日本国民にどういう被害が及ぶのか、生命、身体にどういう危険が及ぶのかを言えないといけない。

かつ、そうであっても、日本に対して何の敵意もないし、日本に対して武力攻撃も行っていないイランに自衛隊を派遣してその国民を殺りくするんだったら、憲法の平和主義を削る以外にそれはない、そういうことをきちんと申し上げさせていただきます。

EPAについて十問質問を御用意させていただきました。申し訳ありません、私も経済産業省や総務省でこの取組をしておいて、誠に遺憾ではございますけれども、法制局長官の繰り返しの答弁拒否のためにEPAの質疑は十分にできなかった。ただ、根本の条約承認権の問題

と憲法の、今我が国に起きている法の支配、立憲主義の問題については質疑をさせていただきました。

○委員長（片山さつき君） おまとめいただけますか。

○小西洋之君 はい。

以上で終わります。ありがとうございました。

○委員長（片山さつき君） この際、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件の審査のため、本日の委員会に、総務省自治行政局選挙部長稲山博司君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（片山さつき君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○小野次郎君 維新の党の小野次郎です。

今日は、日豪EPAの審議ということでありまして、私もお聞きしたい質問を作りましたが、外務大臣、また外務省の方には恐縮ですが、その前に江渡大臣への質問ありますので、何とかたどり着きたいと思っておりますが、場合によってはたど